

『日米和親条約』 諸言語版の本文をめぐって

——和文版の位置付け、蘭文版と蘭文和解版との間——

清 水 康 行

1. 問題の所在

『日米和親条約』調印の際、日本側が受領した原本は、幕末期の江戸城内の火災により、焼失してしまっている（後述の通り、米側に渡った原本は現存）。そのためもあり、本条約文書の研究は、『大日本古文書幕末外国関係文書』第五卷二四三（以下、『幕末』5-243。他も同様）を底本とすることが多く、筆者旧稿も同様であった。

しかし、ここには、幾つか、再検討を要する問題点が存する。

知られる通り、『日米和親条約』締結に向けての交渉は、専ら、中国語（漢文）とオランダ語（蘭文）によって行なわれ、調印の際には、双方の通訳・実務担当者間での照合・調整を経た漢文版・蘭文版と、それぞれが独自に用意した和文版・英文版の4言語による諸版が交換されている。さらに、調印文書とは別に、日本側は蘭文版を翻訳した蘭文和解版（上掲の和文版とは、用語・文体が異なる）を作成している。

『幕末』5-243では、これらの諸言語版のうち、漢文版・和文版（漢文和解版）・蘭文和解版の3版を、後述の通り、ある〈解釈〉に基づき、この順に並べている。この解釈の妥当性を問うのが、本稿の前半の主内容となる。それは、和文版の位置付けを再確認する作業ともなろう。

また、二様の欧文版のうち、英文版の方は『幕末』五巻の巻末に掲げられるが、蘭文版は収められていない。このことも、専ら『幕末』に頼る本文研究に不安を与えるものであった。本稿の後半は、その蘭文版の内容が比較的容易に見られることを紹介し、蘭文版と蘭文和解版（さらには和文版）との対応を眺めるものとなる。

2. 各言語版の関係——和文版の位置付け——

2-1. 『大日本古文書幕末関係文書』での〈解釈〉

『幕末』5-243では、漢文版・和文版・蘭文和解版を、次のようにして掲げている。

【幕-漢】：漢文版。これら3版の最初に、「三月三日、取替せ相定り候條約書」として載る。

冒頭には「條約」とあり、末尾には署名を欠く。

【幕-和】：和文版。漢文版に続き、「前書和解」〔漢文版に対する「和解」=翻訳版〕として載る。冒頭に「約條」、末尾に「林大学頭／井戸対馬守／伊沢美作守／鶴殿民部少輔」

という4名〔応接掛=日本側全権〕の署名情報が並ぶ。

【幕-蘭】：蘭文和解版。和文版の次に、「翻訳蘭文和解」として載る。表題は無く、末尾に「ア、ス、セ、ポルトマン 真訳」〔米側蘭語通訳 A. L. C. Portman による（英文版からの）^(五九)「翻訳」であることを示す：本版は、その「和解」に当たる〕とある。

さらに、巻末付録として、英文版（【幕-E】：米側全権ペリーの署名情報あり）が載る。

また、補遺として、末尾に「松崎満太郎」（昌平黉儒者、全権に次ぐ地位、漢文担当者か）の署名がある漢文版別本（【幕-漢（別）】：日付・署名部分のみ）を載せる。

ここには、漢文版を「條約書」の本書とし、和文版は、その「和解」だとする〈解釈〉が示されている。これに従い、筆者旧稿などでは、和文版を「漢文和解版」として扱ってきた⁽¹⁾。

しかし、この解釈には、次節以下で述べる諸点に照らすと、大きな疑問が存する。

2-2. 現存する原本各本の署名者と補記

冒頭でも述べた通り、米側が受領した調印原本は、国立公文書館（National Archives, Washington D. C.）に、合わせて6本、現存する⁽²⁾。

【NA-漢（日）】：「條約」と頭書された後、漢文の本文が続き、末尾に「松崎満太郎」の署名と花押がある一本。

【NA-漢（米）】：漢文の本文を持ち、末尾に“Correct translation from the English”と記した下に“S Wells Williams”〔米側首席通訳〕の署名がある一本。

【NA-和】：「約條」と頭書された後、和文の本文が続き、末尾に「林大学頭／井戸対馬守／伊沢美作守／鷗殿民部少輔」の署名と花押がある一本。

【NA-E】：英語の本文を持ち、末尾に“M. C. Perry”の署名がある一本。

【NA-D（日）】：“Ware vertaling”〔真訳〕／“Verdrag”〔条約〕と頭書された後、蘭語の本文が続き、末尾に“On last van de hooge Heeren getiapt”〔署名した高官の指示により〕と記した下に“Morijama Einosuke”〔森山栄之助：阿蘭陀大通詞、日本側首席通訳〕の署名と丸印がある一本。

【NA-D（米）】：蘭語の本文を持ち、末尾に“a correct translation”と記した下に“ALC Portman”〔米側蘭語通訳〕の署名がある一本。

これらのうち、【NA-漢（日）】と【NA-漢（米）】が【幕-漢】（署名に注目すれば、前者は【幕-漢（別）】）、【NA-和】が【幕-和】、【NA-E】が【幕-E】に、それぞれ相当し、同言語版の本文間に大きな異同は無い。

なお、【幕-蘭】に相当するものは存在せず、この版は米側に渡らなかったものと思われる。また、【NA-D（日）】と【NA-D（米）】は『幕末』未収の蘭文版となる（末尾の署名から推すと、【幕-蘭】は【NA-D（米）】に相当する版からの翻訳か）。

さて、これらのうち、林ら日本側全権が署名したのは、【NA-和】のみであり、かつ、同本には、その他の諸版との翻訳関係等に関する記述が無い。一方、米側全権のペリーが署名したのは、【NA-E】であり、こちらにも、その他の諸版との関係を示す文言は無い。

【NA－漢（日）】と【NA－漢（米）】には、日米双方の漢文担当者（と思われる人物）の署名があり、後者には、それが英文版からの翻訳であることが記される（前者には他言語版との関係を示す記述なし）。

【NA－D（日）】と【NA－D（米）】には、双方の蘭語通訳が署名し、前者は（日本側）全権の命に従って作成された旨、後者は英文版からの翻訳である旨が、それぞれ明記されている。

すなわち、両全権が別個に署名した和文版・英文版相当本には他版との関係を示した文言は無く、漢文版・蘭文版相当本には翻訳版である旨が示されており（【NA－漢（日）】には同趣の記述は無いが、その署名者は全権と見做し難い松崎である）、ここからは、『幕末』の〈解釈〉とは逆に、和文版が日本側の本書、漢文版の方が翻訳版という理解が導かれよう

2－3. 調印署名に関する当事者の証言

『日米和親条約』調印式の様子を、米側首席通訳ウィリアムズは、次のように記している。

日本側応接掛は日本語訳³⁾のコピー三通とオランダ語文コピー、中国語文コピー各一通を提示した。これに対してわが方は、英文コピー三通とオランダ語文コピー、中国語コピー各一通を提示した。彼らはまず第一にコピーの署名の個所を広げて、各応接掛の名の下に、捺印に代わる花押が付してあるのを明示した⁴⁾。そこで、提督は彼らの前で英文コピーに署名した。続いてオランダ語訳コピーの二通が対照され、同一文であることを確認し合って、一通には〔森山〕栄之助が、もう一通にはポートマンが署名して、交換された。引き続き中国語コピーを対照し〔…〕松崎満太郎がこれに署名して花押を書いた。ほかの一通は、私が署名してこれを彼に渡し、交換をすませた。（『随行記』、p.253）この記述は、前節で述べた各本の署名者と矛盾しない⁵⁾。

なお、ウィリアムズは、交渉の過程で、日本側が示す漢文版を「日本語から」の翻訳版だと認識していたことを窺わせる記述も残している。

昨晚〔調印前夜〕は八時ごろに、謙二郎〔徒目付・平山謙二郎、交渉の実務担当者〕が日本語から中国語に訳した条約文〔漢文版。蘭文版については先に照合済み〕を持って来艦した。若干の変更を行ない、また、下田における遊歩について認められた距離に関する重大な間違いを訂正して、全文を双方で確認しあった。（『随行記』、P.252）

また、この会合の様子を記した平山『掌録』には、その「若干の変更」の際、同行した蘭通詞（首席の森山ではなく、若手の名村五八郎）が、漢文版の具体的な文言を修正する提案を行ない、採用されたことが示されている⁶⁾。蘭通詞は、漢文版の文言にも手を入れ得たのである。

2－4. 各言語版の内容上の異同

『日米和親条約』各言語版の間には、幾つか、重要な内容上の齟齬がある。それらは、概ね、漢文版・和文版の系列と蘭文和解版・英文版の系列との間での対立となるので、その限りでは、和文版は漢文版に対応する、と見做すことができる。

しかし、次の下線を付した部分のように、和文版の内容・用語が、蘭文和解版（さらに英文版）に対応し、漢文版とは対応していない箇所もある。

（以下、本文は『幕末』による（字体を一部改め、適宜、濁点を付す）。〔漢〕は漢文版、〔和〕は和文版（漢文和解版）、〔蘭〕は蘭文和解版、〔E〕は英文版の相当部分を示す。折角なので、先回りして、蘭文版も〔D〕として示そう。）

A. 『日米和親』前文の冒頭

〔漢〕 現今亜美理駕合衆国謀与日本国人交相親睦、

〔和〕 亜墨利加合衆国と帝国日本両国の人民誠実不朽の親睦を取結び、両国人民の交親を旨とし、

〔蘭〕 亜墨利加合衆国及帝国日本両国人民の際に於て、誠実永久之交を結んと欲し、〔…〕
両国人民相接するに当て、

〔E〕 The United States of America and the Empire of Japan, desiring to establish firm, lasting, and sincere friendship between the two nations,〔…〕 in the intercourse of their respective Countries;

〔D〕 De Vereenigde staten van Amerika en het keizerrijk Japan wenschende te sluiten opregte en duurzame vriendschap tusschen beide natiën〔…〕 in den omgang van beide natiën

B. 『日米和親』第一条の前半

〔漢〕 両国之人嗣後当互相親睦、

〔和〕 日本と合衆国とは、其人民永世不朽の和親を取結び、

〔蘭〕 合衆国及日本国之交際且両国人民の際におりて〔…〕永久公共の和平及誠実の友睦を保つべし、

〔E〕 There shall be a perfect, permanent, and universal peace and a sincere and cordial amity between the United States of America on the part, and the Empire of Japan on the other part, and between their people respectively.

〔D〕 Daar zal zijn volkomen duurzame en algemeene vrede en opregte vriendschap tusschen de vereenigde staten en Japan en tusschen de ingezetenen van beide landen

少なくとも、これらの部分の和文版の文言は、漢文版ではなく、蘭文和解版ないし蘭文版との関係を考慮しなければ、成立し難いものと思われる。

なお、上掲の和文版・蘭文和解版の両例に共通して見られる「人民」という語については、3-5で、改めて、取り上げることにする。

2-5. 応接掛らの証言

条約締結後に、林ら応接掛が老中に提出した答弁書にある以下の件は、和文版が（おそらく蘭文和解版を介して）蘭文版を踏まえて作成されたことを窺わせる。

御尋之御付札／〔漢文版・第一条には〕両国之人嗣後当互相親睦、と有之、和文之方〔=和文版〕には日本と合衆国とは、其人民永世不朽の和親を取結びと有之、如何之次第に有之候哉、和親之二字は、取り方にて甚重き事故、如何様之次第にて認に相成候事 […]／○〔答弁〕条約和文之方は、通詞共にて蘭文を訳し、漢字を填め候迄にて、和親の二字も重き義理は無之 […] 但、漢土にて、漢之世以来、他国へ使を通し、贈遣を遣し候様之事をも、和親と唱へ […] 漢文之方は、右之嫌疑も有之候故、親睦と取直し申候、其实是親睦も和親も、字義は格別之差別も無之候、(『幕末』5-244, p.460)

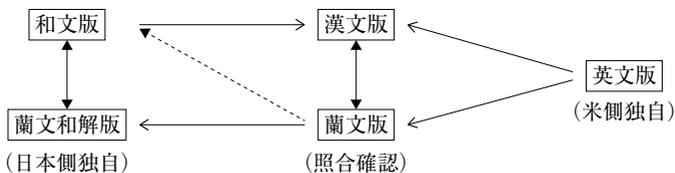
旧稿では、この件を漢文版「親睦」と漢文和解版(和文版)「和親」との相違に関する議論として取り上げているが、迂闊にも、ここで、応接掛が和文版と蘭文版との関係を述べていたことに注目しなかった。

上掲引用中の「条約和文之方は、通詞共にて蘭文を訳し、漢字を填め候迄」という証言を、そのまま認めれば、和文版は、蘭文版との対応を意識して作成されたものであり、その「漢字を填め」た、すなわち、和文版の本文を作成したのは「通詞共」だということとなる。

2-6. 各言語版の関係

以上の諸点から、和文版は、『幕末』での〈解釈〉とは異なり、漢文版にのみ従属する「和解」版ではなく、蘭文和解版(その背後の蘭文版・英文版)との対応も意識した、独自の言語版だと見做す方が妥当であるとの結論が導けよう。むしろ、漢文版の方を、和文版(英文版)からの翻訳版と考えるべきである。

下図は、諸言語版の関係を一覧したものと成る。→は原文版→翻訳版の関係(2-5で述べた日本側全権の言を承ければ、蘭文版→和文版の関係も成り立つ)、↔は相互参照の関係にあることを示す。



3. 蘭文版と蘭文和解版との間

3-1. 蘭文版の本文

既述の通り、『幕末』には、『日米和親条約』蘭文版が載せられていない。同書は総じて蘭文版には冷淡だが、幕末外国諸条約の諸言語版を網羅的に示す『締盟各国条約彙纂』にも、後続の諸条約では蘭文版を掲げるのに、肝心の『日米和親』蘭文版は収められていない。東京大学史料編纂所が継続的に蒐集している日本関係海外史料マイクロフィルム中にも、同版

は未収録である。米国立公文書館所蔵の同版も画像公開されていない。

こうした事情もあり、筆者旧稿を含め、『日米和親』に関する諸研究では、蘭文版の本文に言及したもの、それを掲げたものが殆ど無い。蘭文版を欠く諸言語版比較は、勢い、隔靴搔痒の観を免れないものとなっている。

ところが、合衆国の対外条約諸文書を纏めた Miller 編著には、『日米和親』の英文版（【NA-E】翻字）・和文版（【NA-和】謄写）・漢文版（【NA-漢（日）】謄写）と並んで、蘭文版（【NA-D（日）】）の全文が翻字掲載されており、容易に、蘭文版本文の内容を見ることができる⁽⁷⁾。

以下、本章では、これに拠りながら、蘭文版と蘭文和解版との比較対照を、少しく試みることにする。

3-2. 蘭文和解版における語順の工夫—『日米和親』第九条—

旧稿では、「ある {条件} を満たす {事態} の出来を仮定し、それに対して〈留保〉なく {対応} する」という入り組んだ仮定条件を示す複雑な構文となる『日米和親』第九条で、蘭文和解版が、語順を工夫して、他版と異なる文構成とし、内容を掴み易くしてあることを指摘したが、それが蘭文和解版独自の工夫なのか、蘭文版の方でなされた工夫を翻訳した結果なのかについて、明らかにしていなかった。

上述 Miller 所掲の蘭文版も含め、各言語版を、文構造を示しつつ掲げると、次のようになる。

[漢] 嗣後日本政府倘以^{事態} {条件} 〈今不相允於合衆国〉之事、与他海外諸国相允、則亦^{対応} {対応} 同允之于合衆国、毋^{留保} {留保} 〈庸遲緩待議〉也、

[和] 日本政府 ^{事態} {外国人に} ^{条件} 〈当節亜墨利加人に不差免候〉廉相免し候、節は、^{対応} {亜墨利加人にも同様差免し可申}、^{留保} 〈右に付談判猶予〉不致候事、

[蘭] ^{事態} {後來之時勢にて、二三の外国人に殊典を免す} 事ありて、^{条件} 〈合衆国及其国人は未だ是に与からざる〉ものあらば、^{留保} 〈更に思慮する〉を須ひず、^{対応} {速に其恩准を受しむべし、}

[E] It is agreed that if, ^{事態} {at any future day, the Government of Japan shall grant to any other nation or nations privileges and advantages which} ^{条件} 〈are not herein granted to the United States and the citizens thereof,〉} that ^{対応} {these same privileges and advantages shall be granted likewise to the United States and to the citizens thereof,} without ^{留保} 〈any consultation or delay.〉

[D] Indien ^{事態} {in vervolg van tijd de Regering van Japan aan eenige andere Natie of Natiën verleenen mogt voorregten of privilegien welke} ^{条件} 〈nog niet zijn verleend geworden aan de vereenigde staten en derzelver ingezetenen〉} ^{対応} {zal alsdan gelijue voorregten of privilegien zullen worden verleend aan de vereenigde staten en derzelver ingezetenen zonder} ^{留保} 〈verwjl en zonder dat daarvoor verdere beraadslaging noodig zijn.〉

この条項に関し、蘭文版は、英文版（和文版・漢文版も）と同様、“Indien [If] {事態 welke [which] <条件>}”と、<条件>部分を「事態」を示す節に内包された連体節としており、「{事態} 事ありて、<条件>ものあらば」と並列する節としたのは、蘭文和解版独自の工夫であることが確認される。

3-3. 「誤訳」問題に関わる条項——『日米和親』第十一条——

既に触れた通り、『日米和親』では、漢文・和文版と蘭文（和解）・英文版との間に、重大な齟齬が見られる条項が、幾つか存在する。

中でも、第十一条は、その2年後、米・初代領事が赴任する際に、日米間での紛争を引き起こした「誤訳」として名高い(?)ものである。

問題の要点は、以下の箇所であり、領事赴任を、両国の「一方」の都合で決められる（蘭・英）か、「双方」の合意が必要（漢・和（後者は少し曖昧））かという相違である。

[漢] 両国政府均有不得已之事情、

[和] 両国政府に於て無拋儀有之候模様により、

[蘭] 両国政府之内一方より貴官を設けんと要する時至らば、

[E] provided that either of the two Governments deem such arrangement necessary.

[D] wanneer zulks door een van beide Regeringen zal worden noodig geoordeeld.

英文版の“either of the two Governments”に対応する蘭文版の表現は、“een van beide Regeringen”となる。

試みに、蘭通詞たちの蘭語知識を反映すると思われる『和蘭字彙』⁽⁸⁾を見ると、“beide”の項に、以下の記述が見られる。

Een van beiden kiezen. 二ツノ内一ツヲ撰ム（復刻 I p.238 = 原本 B32ウ）

ここから、彼らが、蘭文版の当該箇所を正しく理解し得たことが推察され、実際に、蘭文和解版では、この意が正しく訳出されている。

3-4. もう一つの「誤訳」に関わる条項——『日米和親』第十二条——

続く第十二条も、同様に、漢・和と蘭・英との間に、内容上の齟齬を含む条項である。その前半では、批准手続を、米側が済ませた後で日本側が行なう（漢・和）か、日米で並行して進める（蘭・英）かという違いがあり、後半では、批准書交換期限を、締結から「18ヶ月後」とする（漢・和）か、「18ヶ月以内」とする（蘭・英）かに違いが存する。

このうち、後半の相違部分を掲げると、以下の通りとなる。

[漢] 此事應以今後十八個月、即將兩國君上批准之條約互換、

[和] 此事今より十八ヶ月を過ぎ、君上許容之約條取替し候事、

[蘭] 各名字を其下に題する時日之後十八ヶ月を出ずして、互に其條約を交付すべし、

[英] and the ratification shall be exchanged within eighteen months from the date of the signature thereof, or sooner if practicable.

[D] en zullen de ratificatiën gewisseld worden binnen achttien maanden na den datum van het onderteekenen dezes.

「18ヶ月以内」を示す英文版の“within eighteen months”は、蘭文版では“binnen achttien maanden”と訳されている。

オランダ語の“binnen”には様々な用法があり、『和蘭字彙』でも、派生名詞も含め、3頁余にわたって用例を挙げている。その中に、時期に関わる以下の例も見られる。

binnen een jaar. 一年ノ間ニ / binnen een uur. 一時ノ内ニ 彼邦ノ (I p.365 = B96 ㊦)

なお、英文版にある“or sooner if practicable”に直に対応する語句は、蘭文版には見られない。ただし、この語句の有無は、問題の「18ヶ月以内」、蘭文和解版の「十八ヶ月を出ずして」という理解に影響を与えるものではない。

3-5. 新たな意味付け——『日米和親』での「人民」——

2-4で触れたとおり、『日米和親』前文と第一条に、和文版・蘭文和解版ともに、「人民」という語が見える。

この語じたいは、古くから用いられてきたが、それらは「支配者に対する被支配者、官位のない一般の人々」(『日本国語大辞典』)を指するのが普通で、ここでの、特に前文での例のように条約締結の主体となるような存在を意味するものではなかった。

この「人民」に対応する蘭語は、前文と第一条とで異なり、前者では“natiën”、後者では“ingezetenen”となる。なお、和文版「人民」と蘭文和解版「土人」と分かれる第四条での蘭語は“ingezetenen”となっている。また、“ingezetenen”の語は第十二条にも見える。

ちなみに、『和蘭字彙』では、“natie” (“natiën”の単数形: III p.1836 = N19ウ)には「人 国々ノ」、 “ingezetenen” (“ingezetenen”の単数形: II p.1176 = I12ウ)には「住人」という訳語を当てている。

英文版での表現も含めて、これらの異同を一覧すると、次ページの表のようになる。

『和蘭字彙』での“natie”に宛てた「国々の」という小記に注目し、〈国民国家 nation state〉の構成主体たる *natie* (nation) と、そういう意味合いを持たない *ingezetenen* (people) との差異を理解していた、という評価は先走りに過ぎようが、『日米和親』の蘭文和解版が、前文の「人民 (<natiën) 」と第四条の「土人 (<ingezetenen) 」とを訳し分けているのは、或いは、そうした認識を反映しているのかも知れない。蘭文版では“ingezetenen”とする第一条でも、それを国家交流の主体と捉えて、敢えて前文と同じく「人民」としたとも考えられる⁹⁾。

蘭通詞が、個々の蘭語に関して、いかなる知識を有し、個々の文脈に即して、どういう訳語を与えたか、それが近代日本語の語彙・文章に対して、どのような影響を及ぼしたのかを確かめることも、幕末外交文書資料群が日本語史研究に資する一局面となっていくであろう。

条	和文版	蘭文和解版	蘭文版	英文版	和蘭字彙	
前文	両国の人民	両国人民の際におゐて	tusschen beide natiën	between the two Nations	natie [...] geslacht, volk.	人 国々ノ
	両国人民の交信	両国人民相接する	in den omgang van beide natiën met elkander	in the intercourse of their respective Countries		
一	其人民	両国人民の際におゐて	tusschen de ingezetenen van beide landen	between their people	ingezetenen [...] inwooner.	住人
四	漂流或は渡來の人民	漂流及其土人	Schipbreukelingen en ingezetenen	Those Shipwrecked persons and other Citizens		
十二	両国の者	朝廷臣民共に	iedereren ingezetenen en onderdanen van beide in het bijzonder	the Citizens and Subjects of each respective power		

注

- (1) 清水 (2013) では、一部、本稿での論述とも重なる指摘をし、和文版を「和解」版とすることへの疑いを述べているが、不徹底な記述となっている。
- (2) 今津 (2011) pp.95-103では、これら「6通」の異同を紹介し、口絵に、和文版・英文版の全文と、漢文版・蘭文版の各通の末尾部分との写真版を掲げている。
- (3) 原著 Williams, p.152では“three copies of the Japanese version”とあり、これを「日本語訳」とするのは適訳ではない。
- (4) この件は、日本側が、会場での両全権への同一文書への署名を峻拒し、予め全権の署名・花押を書いておいた和文版を持参したことを説明している。清水 (2013) pp.29-32を参照。
- (5) ただし、ウィリアムズやポートマンが署名した漢文版・蘭文版が、アメリカに現存するには、日本側と「交換」したのと別に手許に残すコピーを作成したか、交換した文書を後で差し戻されたかでないといけない（後者は想像し難い）。なお、『遠征記』では、交換された漢文版・蘭文版は、和文版・英文版と同数の「三通」とされる（pp.463-464）。実際に用意された漢文版・蘭文版は、日米各1通ではなかったのであろう。
- (6) 『掌録』 pp.463-464。
- (7) 筆者は、同書の存在を、荒野 (2013) により、初めて知った（ただし、同論文が示す同書名には一部に誤記がある）。同書は全8巻中の一冊で、CiNiiによれば、国内の大学図書館6館が何巻かずつ所蔵するが、『日米和親』を取めた Vol. 6を持つのは3館のみ。国会図書館も別の巻しか蔵していない。なお、インターネット上には、容易に閲覧が可能なデジタル図書館サイト (<https://catalog.hathitrust.org/Record/011354556> : 2017年1月21日閲覧) がある。
- (8) 『和蘭字彙』の刊行は『日米和親』締結より後のこととなるが、その内容は、オランダ商館長ドゥーフが長崎通詞たちと協力して編んだ『ドゥーフハルマ』(1816年成立、1833年補訂) を継ぐもので、『日米和親』当時の蘭通詞たちの蘭語理解をはかる資料となり得る。
- (9) ただし、2章で示唆した、蘭通詞が和文版での用語選択にも関与したという仮定に照らすと、和文版で第四条にも「人民」を用いていることは、上手く説明できない。

引用・参考文献

- 『幕末』：東京大学史料編纂所編『大日本古文書幕末関係文書』一～（東京大学出版会、1910～）
 5-243：『三月三日調印日本国亞米利加合衆国和親条約』
 5-244：『三月亞米利加応接掛上申書』
- 『随行記』：S・W・ウィリアムズ／洞富雄訳『ペリー日本遠征随行記』（雄松堂出版、1970）
- Williams : Samuel W. Williams (F. W. Williams (ed.)), *A Journal of the Perry Expedition to Japan (1853-*

- 1854), Kelly & Walsh, 1910. [上掲訳本の原著]
- 『遠征記』: オフィス宮崎編訳『ペリー艦隊日本遠征記』上・下 (万来社, 2009)
- Hawks: Francis L. Hawks (ed.), *Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan*, Beverley Tucker, 1856. [上掲訳本の原著]
- 『掌録』: 平山省齋 (謙二郎) 『平山省齋掌録』、維新史料編纂会編『大日本維新史料』第二編ノ五 (文部省・明治書院, 1943: 復刻版 (東京大学出版会, 1985))
- Miller: David Hunter Miller (ed), *Treaties and Other International Acts of the United States of America, Vol.6*, United States Government Printing Office, 1931.
- 『和蘭字彙』: 桂川甫周編・杉本つとむ解説『和蘭字彙』 (早稲田大学, 1974: 原本刊行1855)。
- 今津浩一 (2011) 『ペリー提督と開国条約』、ハイデンス。
- 外務省記録局編 (1884) 『締盟各国条約彙纂』一、国文社 (印刷)。
- 荒野泰典 (2013) 「幕末維新时期日米条約の原本調査—米国々立文書館での調査とその成果—」、『史苑』73 (1)。
- 清水康行 (1992) 「『日米和親条約』の言語と文体—漢文和解版の「候文」と蘭文和解版の「べしべからず文」—」、『近代語研究』9、武蔵野書院。
- 清水康行 (2011) 「誰が言語を司るのか—幕末外交における正文と通訳をめぐる—」、『文学』12-3、岩波書店。
- 清水康行 (2013) 『黒船来航 日本語が動く』、岩波書店。

付記・謝辞

本稿は、講演「幕末外交を司った者たち——『日米和親条約』の諸言語版をめぐる——」(日本女子大学国語国文学会、2016年12月3日)の一部を骨子とする。また、講演「日本語史研究資料としての幕末外交文書」(国學院大學国語研究会、2014年12月13日)でも、これと重なる内容の発表している。なお、2章の一部は旧稿で触れたところがあるが、3章の内容を論文として公刊するのは初めてとなる。

本稿に関わる閲覧調査に際しては、外務省外交史料館、国立国会図書館、拓殖大学図書館、横浜開港資料館、早稲田大学図書館、日本女子大学図書館の御世話になった。皆様に感謝申し上げます。

平館英子先生とは専門領域も主たる対象資料類も異なったが、先生の、研究面でも校務面でも示される、真直かつ厳格な姿勢には教えられるところが多く、畏敬の念を禁じえなかった。その先生から、旧著に対するお褒めの言葉を頂戴したのは、望外の喜びであった。先生の御退任を記念する本号の隅に、旧著の補遺ともなる本稿を置くことで、私から先生へのささやかな感謝のしるしとしたい。